

農林水産省補助事業

2016年度 日本からの農林水産物・食品
輸出に関する各国・地域の制度調査
(フィリピン)

2017年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

マニラ事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品課

【免責条項】本情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェットロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

はじめに

本調査報告書は、フィリピンにおける農林水産物・食品の輸入規制や各種手続き、販売上の留意点、表示規制、税制度などに関する情報を品目ごとに収集したものである。

本調査結果が日本産農林水産物・食品の輸出拡大の一助となれば幸いである。

2017年3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品課

マニラ事務所

目次

対象国・対象品目について	4
第1部 品目別の輸入関連制度・輸入手続き	5
第1章 水産物.....	5
第2章 加工食品	13
第3章 青果物.....	25
第2部 参考資料.....	34

対象国・対象品目について

フィリピンは 2016 年の日本からの農林水産物・食品の輸出額が 115 億円であり、第 10 位の輸出相手国となっている。本調査では、農林水産省の輸出力強化戦略における重点品目から以下の 4 品目を対象に調査を行った。

章	重点品目グループ	重点個別品目	HS コード
第 1 章	水産物	サバ、サンマ、ホタテ	HS0302~0303, 0307
第 2 章	加工食品	調味料類	HS1516, 2103
		菓子（米菓除く）	HS1806, 1704, 1905
第 3 章	青果物	リンゴ	HS0808

第1部 品目別の輸入関連制度・輸入手続き

第1章 水産物

【要約】

フィリピンに水産物を輸出し販売するためには、フィリピン側の輸入業者が農務省漁業水産資源局（BFAR）から輸入許可証を取得する必要がある。さらに、水産物に対し動物検疫検査が義務付けられており、BFAR から衛生・植物検疫輸入通関（SPSIC）を取得する必要がある。また、2011年3月11日に発生した原子力発電所事故の影響により、日本からフィリピンへ輸出される福島県、茨城県、栃木県産の水産物は、国際衛生証明書に加え、放射線検査書が別途必要である。

関税は日本・フィリピン経済連携協定（JPEPA）の適用により、サバは0%である。さんま、ホタテは2016年に2%、2017年に1%、2018年には0%となる。

1. 品目の定義（HSコード）

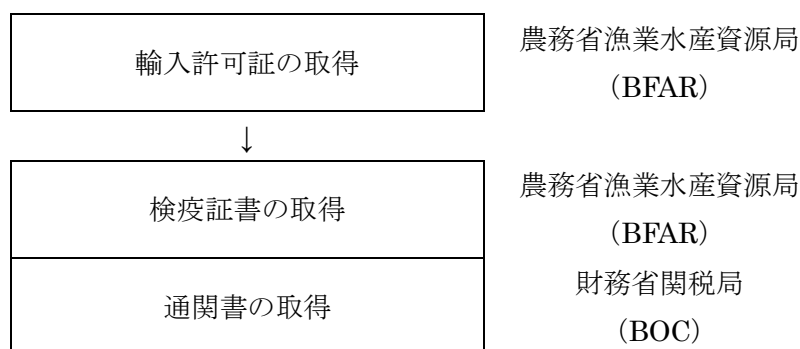
水産物の定義は以下の3品目とする。

サバ	0302.64.00
ホタテ	0307.21.20
さんま	0303.79.90

2. 輸出の可否

輸出は「可」である。

3. 手続き全体の流れ



4. 輸入規制

i) 輸入手続き

輸入業者が水産物の通関申請をする際に必要となる書類は以下である。

番号	必要書類
1	証券取引委員会 (SEC) (株式会社/パートナーシップの場合)、または協同組合開発庁 (CDA) (協同組合の場合) の登録証明書
2	管轄市長発行の営業許可証 (Mayor's Business Permit)
3	内国歳入国 (BIR) 登録証明書のコピー/ 納税者番号
4	関税局 (BOC) 発行の輸入業者認定書
5	会社役員一覧 (運転免許証・社会保険番号等) ※写真と署名付きの物
6	代表者の公証誓約書
7	衛生および植物衛生輸入許可書 (SPSIC) (申請時に必要書類は後述)
8	輸入許可証 (Import Permit) (申請料は後述)
9	原産国の国際衛生証明書 (International Health Certificate)
10	原産国証明書
11	船荷証券

注1 福島県、茨城県、栃木県産の水産物は、国際衛生証明書に加え、放射線検査書が別途必要である。

注2 輸入許可証の有効期限は発行から 30 日以内である。

(出所) <http://www.bfar.da.gov.ph/LAW?fi=425#post>

なお、缶詰等の水産加工品の場合には以下の資料を提出しなければならない。

番号	必要書類
1	保健省食品医薬品管理局 (FAD) 発行の営業許可証 (LTO) 原本とコピー (1 枚)
2	HACCP 計画、適正製造規範 (GMP) または衛生標準作業手順書 (SSOP) のコピー
3	加工工場の住所と電話番号
4	輸入業者と加工工場の所有者との間で締結された契約書の原本とコピー
5	冷凍貯蔵庫の名称、場所、電話番号

(出所) http://www.bfar.da.gov.ph/files/img/photos/fgmo_frqd2.pdf

<http://www.bfar.da.gov.ph/bfar/download/fao/FAO195.pdf>

輸入許可証の申請料は以下の通り。

項目	申請費用
申請料	1,500 ペソ
申請用紙費用	150 ペソ

輸入業者が農務省漁業水産資源局（BFAR）から取得する衛生および植物衛生輸入許可書（SPSIC）の申請に必要な書類は以下である。

番号	詳細
1	プロフォーマインボイス（Proforma Invoice）
2	出発港から最終到着港までの経路図

衛生および植物衛生輸入許可書（SPSIC）の申請は、以下のプロセスで Intercommerce Network Services（INS）にてオンライン手続きを行う。

プロセス	詳細
I	http://www.intercommerce.com.ph にアクセスし、ユーザー名とパスワードを作成する。その後、初期情報を入力し「Import」オプションをクリックし、[Submit]をクリックする。
II	ようこそページに戻り、左パネルの「Download Area」をクリックする。 ダウンロードページが表示されたら、 「Department of Agriculture」のセクションまでスクロールし、 「DA Web CWS Registration Form」をクリックする。 2 ページの書類をダウンロードし、該当する情報、署名、ユーザー名を記入し、Intercommerce Network Services, Inc. (INS) に FAX (+63-2-843-8160) 送信する。 次に、輸入予定の商品をリストアップした Excel ファイルを電子メールで marketing@intercommerce.com.ph に提出する。 (メールの件名は、"Agriculture") このリストには、各商品の 11 桁の AHTN または HS コードを記載する。
III	①申請手数料と②取引手数料の二つの申請料を払う必要があり、それぞれ支払い方法が異なる。 ①申請手数料 BFAR に申請手数料を支払うためには、事前に BFAR 会計課に預金口座を開設する必要がある。 ②取引手数料 これは INS に支払う必要があり、承認された SPSIC ごとに支払わなければ

プロセス	詳細
	<p>ならない。支払い方法は下記の銀行口座に支払い後、支払い証明書と共に INS に支払いの旨を FAX (+63-2-843-8160) で伝える。</p> <p>BPI Ayala, Current – 00-3391-0071-94 UCPB Valero, Savings – 198-100303-7 PNB Salcedo, Current – 228-663400029 Unionbank Ayala, Current – 00-123-001004-2</p>
IV	<p>商品供給業者と商品輸出業者を特定するために、オンラインプロフィールにデータを入力する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. http://www.intercommerce.com.ph にアクセスし、I で登録したアカウントでログインする。 2. メンバーページで、「WebCWS」をクリックしさらに、左パネルにある「Manufacture」をクリックする。 3. 同ページで「Add」をクリックし、白いデータフィールドに入力し、完了したら「Save」をクリックする。 <p>必要に応じて（生産者が 2 社以上の場合等）、「Add」をもう一度クリックし 3 を行う。完了したら、「Close」をクリックする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. WebCWS ページに戻ったら、左パネルの「Supplier」をクリックし、輸出業者の登録を行う。 5. 同ページで「ADD」をクリックして必要情報を記入し、完了したら「Save」をクリックする。
V	<ol style="list-style-type: none"> 1. アプリケーションを準備する。 http://www.intercommerce.com.ph にログインする。 2. WebCWS ページで、「Create/Open SPS Clearance for DA」をクリックし、「Submit」をクリックする。 3. 輸入許可ページで適切な局（水産物の場合、BFAR）を選択し、「Create New Application」をクリックし、「Next」をクリックして「Continue」をクリックする。 4. SPS クリアランスページで、アプリケーションプロセス中に作成したリストから適切な商品輸入業者名・商品供給者名を選択する。ページの下部にある「Save」をクリックする。 5. [アイテムページ] ボタンをクリックし、[Add] をクリックし、Proforma Invoice の情報を記入する。また、「Importables look up button」をクリックし、輸入予定商品の事前承認リストで、インポートする商品に対応する商品説明を探し、一番左の列にあるオプションボタンをクリックし、ページの

プロセス	詳細
	<p>下部にある「Select」をクリックし「Save」をクリックする。</p> <p>SPS クリアランスページで、ステータスの表示が「Created」に変更されていれば成功である。</p> <p>次に、見積書をアプリケーションに添付する必要がある。</p> <p>[Document Requirements] ボタンをクリックし、請求書ファイル、その他必要書類を添付し送信する。</p> <p>6. SPS クリアランスページに戻り、[Save]をクリックし、ページの下部にある[Submit] [Continue]をクリックし完了である。</p>

(出所) <http://www.bfar.da.gov.ph/services?id=169>

ii) 関税割当制度

該当なし。

iii) 食品輸入業務許可

前述 (P.6) の通り、輸入業者は輸入許可証を取得する必要がある。

iv) 動物検疫

水産物（生鮮）の輸入については、動物検疫検査の義務がある。輸入業者は以下の要件を満たす必要がある。

- ① 正式な輸入業者として認可を受けていること（輸入業者認定書 (Accreditation of Importers of Fresh, Chilled and Frozen Fish and Fishery/ Aquatic Product) を保有していること）
- ② 原産国が当該輸入品に関する病気や病害虫の汚染地域ではないこと
- ③ 輸入許可証 (Import Permit、毎回の輸入時に申請するもの) を持っていること

v) 残留農薬に関する規定

該当なし。

vi) 重金属および汚染物質に関する規定

フィリピンでは、重金属および汚染物質に関する規定はなく、食品薬品管理局 (FDA) はコーデックス委員会の定める国際基準に準拠することとしている。コーデックス委員会が定める重金属の標準規格は以下 URL (CODEX STAN 193-1995 General Standard for Contaminants and Toxins in Food and Feed) を参照。

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/standards/list-standards/en/>

(参考) 農林水産省 コーデックス委員会が定める重金属の標準規格 (日本語版)

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem.html

コーデックス委員会では、汚染物質を次のように定義している。

「食品に意図的に加えられるものでないが、その生産 (農業、畜産、および獣医療で行われる作業を含む)、製造、加工、調製、処理、包装、梱包、輸送、または貯蔵の結果として、あるいは環境汚染の結果として当該食品中に存在する物質。昆虫の断片やげっ歯類の毛、その他異物は含まれない。」

重金属および汚染物質に関しては次のように規定されている。

「食品および飼料中の汚染物質の濃度は、適切なリスク評価に従い、適正農業規範や適正製造規範として定められている方法を通して、合理的に達成可能な限り低く抑えなければならない。

以下の措置は、飼料および食品の汚染の防止または低減に役立つと考えられる。

1. 環境汚染の軽減によって、食品および飼料の汚染を発生源で防止する。
2. 食品および飼料の生産、製造、加工、調製、処理、包装、梱包、輸送、または貯蔵における適切な技術管理手段を適用する。
3. 汚染された飼料または食品の除染を目的とした手段、および汚染された飼料または食品が消費用に市販されることを防ぐための手段を適用する。」

(出所) 世界保健機構 (WHO)、環境健康基準 70 号 1987 年 (WHO, ENVIRONMENTAL HEALTH CRITERIA No.70 1987) 参照 : 6.1.1. “Food contaminants “

<http://www.inchem.org/documents/ehc/ehc/ehc70.htm#SectionNumber:4.2>

vii) 含有禁止の化学物質

抗生物質であるニトロシラン殺菌剤用、クロラムフェニコール (広域抗生物質) を含む水産物の輸入は禁止されている。

viii) 食品の成分として使用が禁止される物質

サバ科 (マグロ、マグロ類、サバ)、イワシ科 (イワシ) は化学分析によりヒスタミン含有の有無を調べる必要がある。試験は、国際的に認められた方法に従って行うものとする。含有量は 20mg/ 100gm を超えてはならない。前述 (P.6) の提出書類の一つである原産国発行の国際衛生証明書に記載されるものとする。

(出所) <http://www.bfar.da.gov.ph/services?id=158>

ix) 食品添加物の使用基準

該当なし。

5. 販売規制

該当なし。

6. 食品安全・衛生規則

i) 食品安全・衛生法の概要

2013年食品安全法（Food Safety Act）（共和国法 10611号）では、食品の基本的な品質や安全の維持について定められている。施行細則は2015年に発行されている。

① 食品安全法の目的

1987年に制定された憲法によると、国家は国民の健康を保護・促進し、国民の健康意識を高め、消費者を不正行為および規格外や危険な製品から守る義務があるとしている。これらの達成に向けて、農場から食卓までの食品安全規制制度を維持し、高いレベルの食品安全を保証し、公正な取引を促進し、フィリピンの食品の国際競争力を高めることを目的としている。

② 概要

食品安全規制制度を強化するため、以下の目標を掲げるものとしている。

- | |
|--|
| a. 食物・水媒介疾患、非衛生的、不健康、偽装表示、不良食品から国民を保護する |
| b. 食品規制制度に対する業界および消費者からの信頼を高める |
| c. 国内取引と国際貿易の公正な貿易慣行と強固な規制基盤の構築を促進することによって経済成長と発展を達成する |

（出所）2013年食品安全法 <http://www.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/>

2013年食品安全法施行細則

<http://www.gov.ph/2015/02/20/implementing-rules-and-regulations-of-republic-act-no-10611/>

なお、フィリピンの食品安全法は、コーデックス規格を基にしている。コーデックスの一般規格は以下リンクを参照。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html

ii) 食品安全・衛生のための要件

具体的な要件については、施行細則の Section 9 にて「農務省および保健省が、科学的根拠やリスク分析、専門家からの助言、他国の基準、フィリピン国家基準（PNS）、そしてコ

ーデックスの基準に基づいて作成する」とされている。現時点では、具体的に規定された要件は発表されていない。

7. 表示規制

i) 法律に基づく義務表示および手続き

該当なし。なお、2013年食品安全法（Food Safety Act）の施行細則では、適切な温度管理やラベル表示等のガイドラインが規定されている。フィリピンの食品安全法は、コーデックスの食品安全法を基にしている。コーデックスの一般規格は以下を参照。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html

iii) 法律に基づく任意表示および手続き

該当なし。

8. 税制度

i) 関税

日本・フィリピン経済連携協定（JPEPA）の適用税率および MFN 税率下表の通りである。JPEPA の税率を適用すると、2018 年までに、全対象品目で関税がゼロとなる。

品目	JPEPA			MFN
	2016	2017	2018	
サバ	0%	0%	0%	10%
さんま	2%	1%	0%	10%
ホタテ	2%	1%	0%	10%

ii) 付加価値税（VAT）

輸入品課税価格と輸入関税の合計に対して 12%が課税される。

9. その他留意事項

該当なし。

第2章 加工食品

【要約】

フィリピンに、加工食品、加工食品向け原料および食品添加物を輸出する際は、輸入業者が保健省食品薬品管理局（FDA）からライセンスを取得する必要がある。具体的には、輸入業者や流通業者、もしくは再包装業者による（1）営業許可（License to Operate: LTO）と、国内販売に必要なライセンスの一種である（2）製品登録証明（Certificate of Product Registration: CPR）の取得である。製品登録証明（CPR）はハイリスク・ローリスクの2つのカテゴリーに分類され、それぞれ必要書類が異なるので、注意が必要である。

最近の動きとしては2016年9月に遺伝子組み換え（GMO）食品のラベル義務表示に関する法案（House Bill No.3986）が提出され、現在承認待ちである。

関税は、日比経済連携協定の特恵関税により、2018年度までに関税が撤廃される。

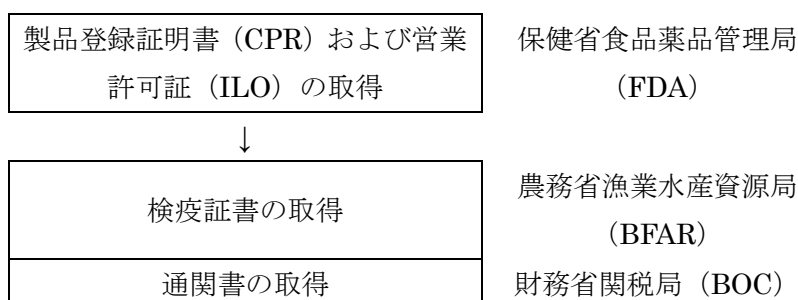
1. 品目の定義（HSコード）

味噌	1516.20. 11
醤油	2103.10. 00
ケチャップ・トマトソース	2103.20. 00
その他の混合調味料	2103.90. 40
チョコレート（ブロック・板）	1806.20. 10
チョコ（粒）	1806.90. 10
ホワイトチョコ（カカオを含まない）	1704.90. 20
キャンディー	1704.90. 10
ビスケット（砂糖・カカオを含まない）	1905.90. 10
ビスケット（砂糖含む・カカオを含まない）	1905.31. 10
ビスケット（砂糖・カカオを含む）	1905.31. 20
チューインガム	1704.10. 00

2. 輸出の可否

輸出は「可」である。

3. 手続き全体の流れ



4. 輸入制度

i) 輸入手続き

輸入業者による営業許可 (LTO) の申請に必要な書類は以下である：

番号	詳細
1	貿易産業省 (DTI) への事業名登録証明書 (Certificate of Business Name Registration) (個人事業主の場合)
2	基本定款 (Articles of Incorporation) (株式会社およびパートナーシップの場合)
3	協同組合開発庁 (CDA) の証明書 (協同組合の場合)
4	管轄市長発行の営業許可証 (Mayor's Business Permit) またはバラングイ営業許可証 (Barangay Clearance) (事業名と住所が DTI や SEC に登録されたものと異なる場合)
5	証明写真 (2×2 インチ) 付きの申請書 (Integrated Application Form) および申請料納付書 (公証済みのもの)
6	リース/サブリース契約書
7	a) 所有権移転証明書 (Transfer Certificate of Title) および公証済み入居証明書 (事業所を所有する場合) b) 住宅所有者組合 (Homeowner's Association) による許可証 (住宅地や住宅用コンドミニアムに立地している場合) c) 公証済み倉庫契約書 (Warehousing Agreement) (ロジスティクス事業者) (倉庫の場合)
8	事業所所在地の地図と GPS (近隣地図、目印となる建物、建物の種類など記載)
9	フロアプラン
10	商品一覧
11	プロフォーマインボイス (Proforma Invoice、非独占代理店契約の場合)

番号	詳細
1 2	輸出国当局が発行した製造業者に関する以下の書類のいずれか (スキャンコピー) a) 輸出国当局発行の製造業者登録証明/適正製造基準 (GMP) 証明 b) 植物検疫証明書 (Phytosanitary Certificate) c) HACCP 承認書
1 3	製品安全証明書類

注：事業登記証明書類として 1-4 のいずれかを提出。

上記書類のチェックリストは以下ウェブサイトに掲載されている。

“Food Distributor, Importer/Exporter/Wholesaler” 参照

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/224-food-establishment-licensing-requirements>

輸入業者は入国地の食品薬品管理局 (FDA) での検査にあたり、上記資料を提出し、営業許可を取得するほか、食品のカテゴリーごとに以下の資料を提出し製品登録証明 (CPR) を取得する必要がある。ただし、食品のカテゴリーについては管理局の判断により異なる場合もあるので、事前確認が必要。

a) カテゴリー 1：一般的な食品 (ローリスク商品) の場合

例) 食パンなどベーカリー、ノンアルコール飲料、キャンディー・菓子類、ココア・コーヒー・茶、調味料、乳製品、ドレッシング、小麦調製品 (ヌードル類含む)、食肉加工品・水産加工品、ナッツ、オイル、砂糖関連製品、シリアルやデザート等

番号	詳細
1	申請書 (Integrated Application Form) —公証が必要
2	FDA から再確認を受けた (revalidated) 営業許可 (LTO) のコピー
3	原産国、製造会社名を明記した商品リスト
4	製品登録する輸入商品のプロフォーマー/セールスインボイス
5	輸入業者名と所在地を明記したラベルを添付した販売商品の写真
6	輸入業者名と所在地を明記したラベル 1 枚
7	輸出国当局が発行した自由販売証明書 (Certificate of Free Sale)

b) カテゴリー 2：人体への影響が考慮される食品 (ミドル・ハイリスク商品) の場合

例) アルコール飲料、サプリメント、薬用茶、ボトル入り飲料水、乳児用食品、特別用途飲料 (治療費など)、バイオ食品、フィリピンで栽

培されていない原料を使った外国固有の食品など

番号	詳細
1	申請書 (Integrated Application Form) - 公認が必要
2	FDA から再確認を受けた (revalidated) 営業許可 (LTO) のコピー
3	商品情報 a. 原材料・成分を使用割合の高い順に列挙したリスト。添加物については所定上限値と使用量を記載 b. 香料サプライヤー発行の安全証明書 c. 商品の使用に関する情報 (物理的、科学的、微生物学的情報)
4	商品サンプル 1 個 (包装され販売する状態のもの)
5	表示ラベルおよびラベルの原料
6	成分分析証明 (分析方法も表示)
7	製造、包装および品質管理の方法に関するフロー図
8	包装材が食品に適していることを証明する書類
9	消費期限と消費期限決定要因および方法に関する情報 (a. 商品名、ロット番号、製造日、分析表 b. 物理的、科学的、微生物学的試験の集計データおよび結果 c. 商品の消費期限に関する結論 d. 品質保証分析者および品質保証管理者の名前および署名)
10	輸出国当局が発行した自由販売証明書 (Certificate of Free Sale)

(出所)

<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/194723/AO2014-0029%20-%20Rules%20and%20Regulation%20on%20the%20Licensing%20of%20Food%20Establishment.pdf>

(2) 手順

営業許可証と製品登録申請は以下のプロセスに従って発行される。

プロセス	詳細
I	pair@fda.gov.ph に申請書類提出日予約依頼のメールを送る。 <ul style="list-style-type: none"> 申請者による提出日の指定はできない 本メールに申請書類を添付する必要はない 1 メールあたり 10 申請まで依頼可能
II	FDA から申請書提出日の知らせが E メールにて送られてくる。 <ul style="list-style-type: none"> I の E メールを出してから 2 営業日以内に提出書類が Document Tracking Log (DTL) とともに送られてくる。DTL に予約番号 (RSN) が記載されている。 通常、I を受領してから 10 営業以内の日程がスケジューリングされる。

プロセス	詳細
III	<p>申請料を Land Bank もしくは FDA 本部の窓口にて支払う。</p> <p>(a) Land Bank での支払いの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請料支払い時の提出書類として、OnColl Payment Slip と共に II で送られてくる DTL コピーと申請書のコピーが必要 ・領収書の代わりに OnColl Payment Slip とアセスメントフォームが返却される ・支払証明として OnColl Payment Slip のスキャンコピーを accounting@fda.gov.ph へ送付する。 <p>(b) FDA 本部窓口で支払いの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請料支払い時の提出書類として OnColl Payment Slip と共に II で送られてくる DTL コピーと申請料のコピーが必要 ・領収書が発行される。この領収書は後の書類提出時に提示が必要 ・FDA 本部窓口で支払いが可能となるのは、FDA から指定された申請書類提出日のみ。それ以外は Land Bank で支払いのこと
IV	<p>申請書類（公証済み申請書を含む）のソフトコピーを USB に保存する。 I.共通必要書類と II.事業区分別の必要書類を FDA 指定の形式で USB に保存する。紙の書類は FDA の要請があればすぐに提出できるようにしておく。</p> <p>データ形式、保存方法は FDA の指定するものとする。</p> <p>PDF：書類のスキャンコピー Word 97-2003：製品一覧などのリスト PNG:フロアプランなどのイメージファイル</p> <p>申請書類一式は FDA から発行された DTL 番号を付けたフォルダに保存する。共通書類または事業区分別の必要書類のうち、証明書などのスキャンコピーはまとめて、書類ごとに独立したファイルで保存し、それぞれに英語で名前を付けること。</p> <p>例：自由販売証明書のスキャンコピーは PDF 形式で保存し、“Certificate of Free Sale”と名前を付ける。</p> <p>一度に複数申請する場合は、申請ごと（DTL 番号ごと）にフォルダを分けること。</p>
V	<p>指定された日にデータ保存した USB と共に以下の書類を持参し FDA に渡す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ DTL コピー2部 ・公証済み申請書（Application Form と Petition Form）2部

プロセス	詳細
	<ul style="list-style-type: none"> 支払い証明書原本（領収書または OnColl Payment Slip）

注：申請後のフォローアップは pair@fda.gov.ph に予約番号（RSN）を送る

申請プロセスは以下参照

<http://www.fda.gov.ph/attachments/article/145645/FC2014-003%20-%20Filing%20and%20Receiving%20of%20Registration,%20Licensing%20and%20Other%20Application%20Using%20the%20Integrated%20Application%20Form.pdf>

FDA 通達 FC2014-003 により、申請方法が上記のプロセスに変更され、営業許可と製品登録の申請登録紙が統一された。（2016年10月20日現在）

統一申請用紙は FDA の以下 HP よりダウンロード可能である。

[http://www.fda.gov.ph/attachments/article/148185/Integrated%20Application%20Form%20\(XLSX%20Format\).xlsx](http://www.fda.gov.ph/attachments/article/148185/Integrated%20Application%20Form%20(XLSX%20Format).xlsx)

<認可手数料>

営業許可証（LTO）の有効期間は1年間で、以降2年ごとの更新となる。申請料は下記。

	申請費用	リーガルサーチ料	合計
初回（1年有効）	4,000 ペソ	1%（40 ペソ）	4,040 ペソ
更新（2年有効）	8,000 ペソ	1%（80 ペソ）	8,080 ペソ

※FDA の受付時間は月曜から木曜日までの午後3時半まで

（出所）

<http://www.fda.gov.ph/industry-corner/downloadables/224-food-establishment-licensing-requirements>

製品登録証明（CPR）の有効期間は1年間で、以降5年ごとの更新となる。

申請料は下記の通り。一最小管理単位（SKU）あたりの申請料。

分類	初回申請料（1年有効）	更新申請料（5年ごと）
カテゴリー1 （ローリスク商品）	200 ペソ	1,000 ペソ
カテゴリー2 （ミドル・ハイリスク商品）	250 ペソ	1,250 ペソ
サプリメント	1,000 ペソ	5,000 ペソ
ボトル入り飲料	1,000 ペソ	5,000 ペソ

（出所） <http://www.fda.gov.ph/issuances/153569-administrative-order-no-50-s-2001>

ii) 関税割当制度

該当なし。

iii) 食品輸入業務許可（食品を輸入する業者が取得する業務許可）

前述の通り、輸入業者は営業許可証（LTO）を取得する必要がある。

iv) 植物検疫

該当なし。

v) 残留農薬（最大許容残留値、使用禁止農薬）

加工食品の残留農薬を定めた規制はなく、食品に残存することが認められる残留農薬の基準値や食品に残存することが認められない農薬リストなども食品薬品管理局では定めていない。

現時点で同局では「製品登録証明」の申請手続きにおいて、原産国が発行する「自由販売証明（CFS）」の提出を義務付けており、これによって該当輸入食品には残留農薬などの問題がないという証明がなされているとみなし、特にフィリピン側で厳しい残留農薬規制を課す必要はないと考えている。フィリピンには 1992 年制定の消費者保護法（共和国法 7394 号）があり、米国（コーデックス委員会や食品薬品庁）が定める「人体にとって危険な物質」が発覚した場合には、保健省などが中心となって危険物や同物質を含む食品の販売を即時禁止とし、製造業者や輸入業者を取り締まることになっている。

（出所） <http://www.fda.gov.ph/issuances/19772-bureau-circular-no-2006-016>

vi) 重金属および汚染物質（最大残留基準値）

前述（水産物 P.9）と同様。

vii) 含有禁止の化学物質

人工甘味料であるチクロ（サイクラミン酸ナトリウム）は使用が禁止されており、これら含む薬剤、製菓、缶製品への使用も禁止されている。

（出所）

<http://www.fda.gov.ph/issuances-2/food-laws-and-regulations-pertaining-to-all-regulated-food-products-and-supplements/food-administrative-order/155136-administrative-order-no-122-s-1970>

チクロメイトは、コーデックス委員会の世界基準では既に認められているが、上記 URL にある 1970 年施行保健省行政命令 No.122 により、フィリピンでは現在のところ輸入禁止品目となっている。

viii) 食品の成分として使用が禁止される物質

前項の含有が禁止されている化学物質以外に、食品の成分として使用が禁止されている物質はケシの実 (Poppy Seeds)、麻の実 (Hemp Seeds)、ダミアナ (Cannabis: Damiana)、コカノキの葉 (Coca Leaves) である。

ix) 食品添加物の使用基準

フィリピンでは、使用される食品添加物についてポジティブリスト制を採用しており、食品添加物名称ごと、食品カテゴリーごとに使用可能な基準値が記載されている。リストの最新版は FDA 通達 (BC) 第 2006-16 号となっており、詳細は以下 URL 参照。

<http://www.fda.gov.ph/issuances/19772-bureau-circular-no-2006-016>

x) 食品容器の品質または基準について

該当なし。(FDA へのヒアリングによると、日本の基準に従っていれば問題ないとみなしているとのこと。)

5. 販売規制

該当なし。

6. 食品安全・衛生規則

i) 食品安全・衛生法の概要

2013 年食品安全法 (Food Safety Act) (共和国法 10611 号) では、食品の基本的な品質や安全の維持について定められている。施行細則は 2015 年に発行されている。

③ 食品安全法の目的

1987 年に制定された憲法によると、国家は国民の健康を保護・促進し、国民の健康意識を高め、消費者を不正行為および規格外や危険な製品から守る義務があるとしている。これらの達成に向けて、農場から食卓までの食品安全規制制度を維持し、高いレベルの食品安全を保証し、公正な取引を促進し、フィリピンの食品の国際競争力を高めることを目的としている。

④ 概要

食品安全規制制度を強化するため、以下の目標を掲げるものとしている。

a. 食物・水媒介疾患、非衛生的、不健康、偽装表示、不良食品から国民を保護する
b. 食品規制制度に対する業界および消費者からの信頼を高める
c. 国内取引と国際貿易の公正な貿易慣行と強固な規制基盤の構築を促進することによって経済成長と発展を達成する

(出所) 2013 年食品安全法 <http://www.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/>

2013 年食品安全法施行細則

<http://www.gov.ph/2015/02/20/implementing-rules-and-regulations-of-republic-act-no-10611/>

なお、フィリピンの食品安全法は、コーデックス規格を基にしている。コーデックスの一般規格は以下リンクを参照。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html

ii) 食品安全・衛生のための要件

具体的な要件については、施行細則の Section 9 にて「農務省および保健省が、科学的根拠やリスク分析、専門家からの助言、他国の基準、フィリピン国家基準 (PNS)、そしてコーデックスの基準に基づいて作成する」とされている。現時点では、具体的に規定された要件は発表されていない。

7. 表示規制

i) 法律に基づく義務表示および手続き

ラベルとは、食品を包装する容器本体に印刷もしくは添付された商品タグ、商標、マーク、写真を指し、表示方法として記入、印刷、浮き出し加工、または刻印されたものである。間違った内容、もしくは他の商品を連想させるような消費者に誤解を招くか、または騙すような方法でラベル表示することは許されない。また、ラベルは消費者の目に付きやすい位置にはっきりと情報が読み取れるように表示されなければならない。

① 表示言語

英語またはフィリピン語（地方語も可）で表示されることが義務付けられている。

② 基礎表示

ラベル表示が義務付けられている情報として、「食品の名称」、「食品添加物やビタミン、ミネラルを含む原料（成分）リスト」、「使用用途」、「純内容量もしくは乾燥容量」、「製造業者、包装業者、流通業者の名前と住所」、「ロット識別番号」、「食品登録番号」が挙げられる。

③ 成分表示

食品添加物やビタミン、ミネラルを含めた成分リストを表示しなければならない。ただし、栄養情報がラベル表記される場合は、「ビタミン類やミネラル類」というように一括して成分表に記載してもよい。

④ 消費期限と賞味期限

消費期限 (Consume before) か賞味期限 (Best before) のいずれか、また、これに加えて製造日の表示が義務付けられている。

消費期限 (Consume before、または Use by、あるいは Expiration) の日付は、記載されている保存状態でこの期限を越えると品質が著しく損なわれる製品の有効期限の終了を意味する日付で、この期限以降は販売できない。

賞味期限 (Best before、または Best use by) の日付は、記載されている保存状態でこの期限を越えると特定の品質が劣化することが見込まれる製品の一定時期の終了を意味する日付で、この期限以降も消費可能と判断されれば販売できる。

英語圏で使用されている“102816” (2016年10月28日)、“28-Oct-16”など「日・月・年」を数字や英語 (月のみ) で表す方法が一般的。

⑤ 容量

容量の表記は義務であり、純内容量または乾燥重量で表す。メートル法か国際単位 (SI 単位) を用いて主要表示ラベルか情報表示ラベルのいずれかに表示し、表示は基本的に包装容器の基底部分と平行でなければならない。容量誤差の許容範囲については、例) 200g の容量 (重量) の場合、誤差の許容範囲は 2% (4g) と定められている (=許容範囲は 196g~204g)。

(出所)

<http://www.fda.gov.ph/search-result?searchword=2014-0030&searchphrase=all>

⑥ 遺伝子組み換え (GMO) ラベル

2016年11月18日現在、GMOをラベル表示する義務はない。2016年9月20日に義務表示に関する法案 (House Bill No.3986) が提出され、承認待ちの状態である。

(法案) http://www.congress.gov.ph/legisdocs/basic_17/HB03686.pdf

なお、2013年食品安全法 (Food Safety Act) の施行細則では、適切な温度管理やラベル表示等のガイドラインが規定されている。フィリピンの食品安全法は、コーデックスの食品安全法を基にしている。コーデックスの一般規格は以下を参照。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html

ii) 法律に基づく任意表示および手続き

① 栄養/カロリー表記

栄養・カロリー表記は任意表示である。ただし、栄養情報やカロリーをラベル表示する

場合は、たんぱく質、炭水化物、脂肪、エネルギー価、ビタミンやミネラルなどの成分を表形式で表示し、エネルギー単位をカロリーかジュールで表記すること、また、食品の有効期限内では常に栄養価の 80%が存在していなければならないことなど、保健省食品薬品管理局行政命令第 88-B (1984 年度発令) 第 3 項「栄養情報」の条項を遵守しなければならない。

ただし、以下の商品は表記義務対象外である。

療法食品、ミネラルウォーター、包装食品（キャンディー等）、微量の栄養素しか含まないもの（コーヒ、着色料等）、業務用食品、ラベルを添付するスペースが 10 cm²以下のもの（チューイングガム等）、FDA が公認の商品

(出所) <http://www.fda.gov.ph/search-result?searchword=2014-0030&searchphrase=all>

② その他自主表示

「自然食品」「コーシャ」「ハラール」や、その他必要な情報は任意でラベルに表示することができる。表示ラベルは、輸入通関の前提条件となる製品登録証明（CRP）の取得に際して必要な提出書類の 1 つである。すなわち輸入通関時以前に輸出者の義務として適正なラベルを表示しておく必要がある。

(出所) <http://www.fda.gov.ph/search-result?searchword=2014-0030&searchphrase=all>

8. 税制度

i) 関税

加工食品の関税率は下表の通り。JPEPA の適用税率は 2018 年までに対象品目全てについて 0%となる。

品目	JPEPA 適用税率			MFN 税率
	2016	2017	2018	
味噌	3%	1%	0%	15%
醤油	2%	1%	0%	15%
ケチャップ・トマトソース	2%	1%	0%	10%
その他の混合調味料	1%	1%	0%	7%
チョコレート（ブロック・板）	1%	1%	0%	7%
チョコ（粒）	1%	1%	0%	7%
ホワイトチョコ（カカオを含まない）	1%	1%	0%	10%
キャンディー	2%	1%	0%	15%
ビスケット（砂糖・カカオを含まない）	2%	1%	0%	15%
ビスケット（砂糖含む、カカオを含まない）	2%	1%	0%	15%
ビスケット（砂糖・カカオを含む）	2%	1%	0%	15%

チューインガム	2%	1%	0%	15%
---------	----	----	----	-----

ii) 付加価値税 (VAT)

輸入品課税価格+輸入関税の合計に対して 12%が課税される。

9. その他留意事項

該当なし。

第3章 青果物

【要約】

現在、日本からフィリピンへの輸出が許可されている青果物は、リンゴ・梨のみであり、期間は10月～1月に限定されている。リンゴ・梨以外の果物を輸出する場合は、輸入業者が農務省植物産業局（DA-BPI）から輸入許可を取得する必要がある。商品は植物産業局により、4つのカテゴリーに分類され、それぞれ必要書類が異なるので注意が必要である。（注：リンゴ・梨を含む生鮮果実はカテゴリー3にあたる）

さらに、農産物（果実や野菜など）に対し植物検疫検査が義務付けられており、植物産業局からSPSICを取得する必要がある。

関税は日本・フィリピン経済連携協定（JPEPA）の適用税率では0%となる。

1. 品目の定義（HSコード）

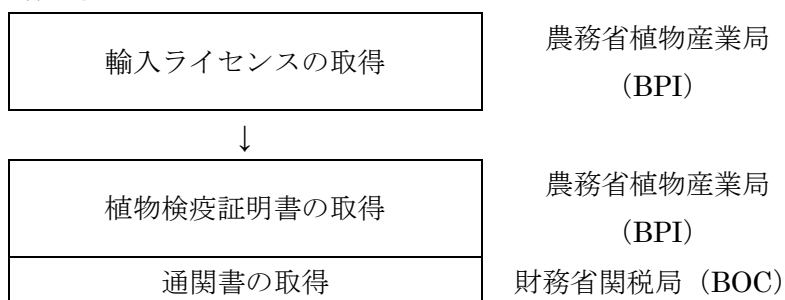
青果物の対象品目は日本から輸出が許可されている以下2つとする。

リンゴ	0808. 10. 00
梨	0813. 30. 00

2. 輸出の可否

2016年12月現在において、生鮮果実で輸出可能なのはリンゴ・梨のみであり、期間は10月～1月に限定されている。加工品については輸出可能（前章参照）。日本の果実は輸入禁止品目とはなっていないが、現在、日本からの生鮮果実で輸入が認められているのはリンゴと梨のみである。その他の果実については前例がなく、今後日本からフィリピンに輸出する場合は、輸入許可申請を行う必要がある。

3. 手続き全体の流れ



4. 輸入規制・輸入規制

i) 輸入手続き

農務省通達04-2016により、農産物は、4つのカテゴリーに分類されそれぞれ必要書類

が異なるので注意が必要である。生鮮果実はカテゴリー 3 に分類される。

輸入業者が通関申請する際に提供する資料は以下である。

カテゴリー 1 加工食品 例) 缶詰、ペットボトル等

番号	詳細
1	植物検疫サービス証明書 (PQSC)
2	植物検疫証明書 (PC) を輸出前に植物検疫局 (PQ) に提出
3	輸入許可証 ※BPI Q Form No1 (手書き)

カテゴリー 2 加工食品 (加工が目的の加工食品)

番号	詳細
1	害虫リスク分析証明書
2	衛生および植物衛生輸入許可書 (SPSIC)
3	植物検疫証明書 (PC) / 出発国発行の PC と同等書類
4	輸入許可証 ※BPI Q Form No1 (手書き)

カテゴリー 3 消費・加工を目的とした生鮮商品

※リンゴ・梨はこのカテゴリーに分類される

番号	詳細
1	害虫リスク分析証明書
2	衛生および植物衛生輸入許可書 (SPSIC)
3	植物検疫証明書 (PC) / 出発国発行の PC と同等書類
4	輸入許可証 ※BPI Q Form No1 (手書き)

カテゴリー 4 植栽を目的とした商品

番号	詳細
1	衛生および植物衛生輸入許可書 (SPSIC)
2	植物検疫証明書 (PC) / 出発国発行の PC と同等書類
3	輸入許可証 ※BPI Q Form No1 (手書き)

注 1 : 輸入許可証 (BPI Q Form No1) は下記サイトよりダウンロード可

<http://pqs.da.gov.ph/index.php/forms?view=files&id=4>

注 2 : 植物検疫証明書 (PC : Phytosanitary Certification) は下記よりダウンロード可

<http://pqs.da.gov.ph/index.php/forms?view=files&id=2>

輸入業者は下記資料を提出し、植物産業局 (BPI) からの輸入ライセンスである申請証明書

(COR) を取得する必要がある。

番号	詳細
1	BPI 局長への申請依頼書
2	証明写真 (2×2 インチ)
3	会社プロフィール
4	輸入業者発行の特定委任状または取締役会決議状。 現市長からの許可証 (認定真のコピー)
5	関税局 (BOC) 認可証 (BOC アカウント管理室 (AMO) 認証のもの)
6	個人所有権証明書 (DTI 認可のもの)
7	a) 証券取引委員会 (SEC) / 協同組合開発庁 (CDA) の登録証明書 (株式会社/パートナーシップ、協同組合の場合) b) 現職執行役員リスト c) 協同組合開発庁 (CDA) または、証券委員会 (SEC) の証明書 d) 農業者名、住所、 balan g ai ID、輸入認可決議書 (農業者の場合)
8	BIR 登録証明書、輸出者・仲介人による出入港証明書 (輸入業者通関証明書 (ICC)、ブローカー認定書 (BCC))
9	前年の監査済み決議報告書 (設立 1 年未満の企業は不要)
10	納税者番号 (株式会社、パートナーシップ、協同組合の場合)
11	倉庫/貯蔵施設の使用申告書 (場所、容量)
12	公証済み倉庫契約書

(出所)

http://www.bpi.da.gov.ph/images/PDF_file/DA%20DEPT%20CIRCULAR%2004.pdf

申請証明書 (COR) ・更新証明書 (CRR) ・植物検疫サービス証明書 (PQSC) の発行手続き

プロセス	詳細
I	輸入登録申請 a. 登録出願人は BPI に基本合意書 (LOI) と手続き必要書類を提出する。 b. 書類は全国植物検疫サービス部門 (NPQSD) により審査され、不備がある場合はその理由と共に返却される。 c. 通過した場合は申請証明 (COR) 料金を納付する。

プロセス	詳細
II	<p>審査通過後、輸入業者は下記のトピックのオリエンテーションを受ける必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. NPQSD の概要 (権限・機能・活動) b. 商品の分類 c. 害虫リスク分析 d. 食品安全法 (PPSD によって実施される) e. 輸入プロセスの流れ f. 登録手続き g. SPSIC 発行処理の流れ h. 湾港検査手続き i. 検査方法 j. 輸入停止/ ブラックリストの輸入業者 k. その他必要事項
III	NPQSD 公認の会社または、NPQSD オフィス (本店・支店) のメンバーにより企業審査が行われる。
IV	承認後、輸入業者は COR/ CRR/ (PQSC) の申請の準備ができていない事を正式な書類で知らされる。不承認の場合は、理由と共に同書類にて知らされる。
V	輸入業者は承認通知後 1 日間のうちに申請登録料を決済しなければならない。支払い期限を過ぎると、COR/ CRR/ PQSC は自動拒否され取り消しとなる。
VI	登録輸入業者または、公認代理人は、COR/CRR/PQSC を受け取ることができる。

輸入業者登録の申請料・更新料金は以下の通りである。

	申請費用
初回 (3 年間有効)	4,000 ペソ
更新 (3 年間有効)	1,500 ペソ

植物検疫サービス証明書 (PQSC) の申請および更新料金は以下の通りである。

商品登録料はカテゴリ 1 の商品のみであり、料金は一品目あたり。

	登録料金	商品登録料	申請料金	合計
初回 (3 年間有効)	1,000 ペソ	800 ペソ	500 ペソ	2,300 ペソ
更新 (3 年間有効)	2,500 ペソ	-	-	2,500 ペソ

カテゴリー 2, 3, 4 に分類される商品は植物産業局 (BPI) から衛生および植物衛生輸入許可書 (SPSIC) の取得が義務づけられている。

(1) 衛生および植物衛生輸入許可書 (SPSIC) 取得に必要な資料 :

番号	詳細
1	*プロフォーマインボイス (Proforma Invoice)
2	*遺伝子組み換え認定書 (Genetic Modification Certificate)
3	出発港から最終到着港までの経路図
4	研究概要提案書 (研究目的の場合)
5	輸入商品認可書 (Import Commodity Clearances)

注 : 2 の遺伝子組み換え食品にではない場合も、そのことを証明するために必要

* 果実供給業者が提供する書類、それ以外は輸入業者が提供する

(出所)

http://www.bpi.da.gov.ph/images/PDF_file/DA%20DEPT%20CIRCULAR%2004.pdf

(2) 衛生および植物衛生輸入許可書 (SPSIC) 取得の手順 :

プロセス	詳細
I	輸入業者は下記サイトより申請書を記入し、農務省貿易システム (DTS) に提出する。 da.intercommerce.com.ph
II	手続き承認後、輸入業者は DTS にユーザー名とパスワードを設定する。 (これは SPSIC を申請する際、毎回必要となる)
III	DTS と BPI に申請料を払う
IV	輸入業者は DTS に SPSIC 申請に必要な書類を提出する。資料は BPI-商品管理者によって精査され承認される。
V	上記の手続きにより、輸出者は SPSIC を取得することができる。

衛生および植物衛生輸入許可書 (SPSIC) の申請料金は下記の通りである。一品目あたりの料金。

分類	申請料
植物 (食用)	30 ペソ
植物 (植栽)	20 ペソ
ニンニクと玉ねぎ	100 ペソ

(出所)

http://www.bpi.da.gov.ph/images/PDF_file/DA%20DEPT%20CIRCULAR%2004.pdf

ii) 関税割当制度

該当なし。

iii) 食品輸入業務許可（食品を輸入する業者が取得する業務許可）

前述（P.25）の輸入ライセンスを取得する必要がある。

iv) 植物検疫

農産物（果実や野菜など）に対し植物検疫検査の必要がある。輸入業者は以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 正式な輸入業者として認可を受けていること
- ・ 原産国が当該輸入品に関する病気や病虫害の汚染地域ではないこと
- ・ 輸入ライセンス

v) 残留農薬（最大許容残留値、使用禁止農薬）

生鮮果実の残留農薬を定めた規制制度はなく、食品に残存することが認められる残留農薬の基準値や食品に残存することが認められない農薬リストなども植物産業界では定めていない。さらに、フィリピンには、1992年制定の消費者保護法（共和国法 7394号）があり、米国（コーデックス委員会や食品薬品庁）が定める「人体にとって危険な物質」が発覚した場合には、保健省などが中心となって危険物や同物質を含む食品の販売を即時禁止とし、製造業者や輸入業者を取り締まることになっている。

（出所） <http://www.gov.ph/1992/04/13/republic-act-no-7394-s-1992/>

vi) 重金属および汚染物質（最大残留基準値）

フィリピンでは、重金属および汚染物質に関する規制制度はなく、食品薬品管理局（FDA）はコーデックス委員会の定める国際基準に従事することとしている。

（出所） <http://www.fda.gov.ph/issuances/19772-bureau-circular-no-2006-016>

コーデックス委員会では、汚染物質を次のように定義している。

「食品に意図的に加えられるものでないが、その生産（農業、畜産、および獣医療で行われる作業を含む）、製造、加工、調製、処理、包装、梱包、輸送、または貯蔵の結果として、あるいは環境汚染の結果として当該食品中に存在する物質。昆虫の断片やげっ歯類の毛、その他異物は含まれない。」

重金属および汚染物質に関しては次のように規定されている。

「食品および飼料中の汚染物質の濃度は、適切なリスク評価に従い、適正農業規範や適正製造規範として定められている方法を通して、合理的に達成可能な限り低く抑えなければならない。

以下の措置は、飼料および食品の汚染の防止または低減に役立つと考えられる。

1. 環境汚染の軽減によって、食品および飼料の汚染を発生源で防止する。
2. 食品および飼料の生産、製造、加工、調製、処理、包装、梱包、輸送、または貯蔵における適切な技術管理手段を適用する。
3. 汚染された医療または食品の除染を目的とした手段、および汚染された飼料または食品が消費用に市販されることを防ぐための手段を適用する。」

コーデックス委員会が定める重金属の標準規格は下記 URL を参照（CODEX STAN 193-1995）

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/standards/list-standards/en/>

農林水産省 コーデックス委員会が定める重金属の標準規格（日本語版）：

http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/priority/hazard_chem.html

（出所） 世界保健機構（WHO）、環境健康基準 70 号 1987 年（WHO, ENVIRONMENTAL HEALTH CRITERIA No.70 1987） 参照：6.1.1. “Food contaminants “
<http://www.inchem.org/documents/ehc/ehc/ehc70.htm#SectionNumber:4.2>

5. 販売規制

該当なし。

6. 食品安全・衛生規則

i) 食品安全・衛生法の概要

2013 年食品安全法（Food Safety Act）（共和国法 10611 号）では、食品の基本的な品質や安全の維持について定められている。施行細則は 2015 年に発行されている。

⑤ 食品安全法の目的

1987 年に制定された憲法によると、国家は国民の健康を保護・促進し、国民の健康意識を高め、消費者を不正行為および規格外や危険な製品から守る義務があるとしている。これらの達成に向けて、農場から食卓までの食品安全規制制度を維持し、高いレベルの食品安全を保証し、公正な取引を促進し、フィリピンの食品の国際競争力を高めることを目的としている。

⑥ 概要

食品安全規制制度を強化するため、以下の目標を掲げるものとしている。

a. 食物・水媒介疾患、非衛生的、不健康、偽装表示、不良食品から国民を保護する
b. 食品規制制度に対する業界および消費者からの信頼を高める
c. 国内取引と国際貿易の公正な貿易慣行と強固な規制基盤の構築を促進することによって経済成長と発展を達成する

(出所) 2013 年食品安全法 <http://www.gov.ph/2013/08/23/republic-act-no-10611/>

2013 年食品安全法施行細則

<http://www.gov.ph/2015/02/20/implementing-rules-and-regulations-of-republic-act-no-10611/>

なお、フィリピンの食品安全法は、コーデックス規格を基にしている。コーデックスの一般規格は以下リンクを参照。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html

ii) 食品安全・衛生のための要件

具体的な要件については、施行細則の Section 9 にて「農務省および保健省が、科学的根拠やリスク分析、専門家からの助言、他国の基準、フィリピン国家基準 (PNS)、そしてコーデックスの基準に基づいて作成する」とされている。現時点では、具体的に規定された要件は発表されていない。

7. 表示規制

i) 法律に基づく義務表示および手続き

該当なし。なお、2013 年食品安全法 (Food Safety Act) の施行細則では、適切な温度管理やラベル表示等のガイドラインが規定されている。フィリピンの食品安全法は、コーデックスの食品安全法を基にしている。コーデックスの一般規格は以下を参照。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/standard_list/index.html

ii) 法律に基づく任意表示および手続き

該当なし。

8. 税制度

i) 関税

青果物の関税は以下の通りである。

品目	JPEPA			MFN
	2016	2017	2018	
リンゴ	0%	0%	0%	7%
梨	0%	0%	0%	7%

ii) 付加価値税 (VAT)

輸入品課税価格+輸入関税の合計に対して12%が課税される。

9. その他留意事項

該当なし。

第2部 参考資料

略語表

AMO	Accounts Management Office	アカウント管理室
BCC	Brokers Clearance Certificate	ブローカー認定書
BFAR	Bureau of Fishery and Aqua Resources	漁業水産資源局
BIR	Bureau of Internal Revenue	内国歳入国
BOC	Bureau of Customs	関税局
BPI	Bureau of Plant Industry	植物産業局
COR	Certificate of Registration	申請証明書
CPR	Certificate of Product Registration	製品登録証明
CRR	Certificate of Renewal of Registration	更新証明書
DA	Department of Agriculture	農務省
DTI	Department of Trade and Industry	貿易産業省
DTS	DA Trade System	農務省貿易システム
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品管理局
GMO	Genetically Modified Organism	遺伝子組み換え作物
GMP	Good Manufacturing Practice	適正製造規範
HACCP	Hazard Analysis Critical Control Point	ハサップ
ICC	Importers Clearance Certificate	輸入業者通関証明書
IHC	International Health Certificate	国際衛生証明書
JPEPA	Japan Philippine Economic Partnership Agreement	日比経済連携協定
LOI	Letter of Intent	合意書
LTO	License to Operate	営業許可
NPQSD	National Plant Quarantine Services Division	全国植物検疫サービス部門
PC	Phytosanitary Certificate	植物検疫証明書
PQ	Plant Quarantine	植物検疫
PQSC	Plant Quarantine Service Certificate	植物検疫サービス証明書
PRA	Pest Risk Analysis	害虫リスク分析
SEC	Securities and Exchange Commission	証券取引委員会
SPSIC	Sanitary and Phytosanitary Import Clearance	衛生および植物衛生輸入許可書
SSOP	Sanitation Standard Operating Procedures	衛生標準作業手順書
VAT	Value Added Tax	付加価値税

2016年度 日本からの農林水産物・食品輸出に関する各国・地域の制度調査(フィリピン)

2017年3月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載